

事務連絡
令和元年10月28日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事部局（私学担当） 御中
各都道府県知事部局（認定こども園担当）

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

免許状更新講習受講対象者数の調査について（依頼）

教員免許更新制の実施に当たっては、日頃から御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

文部科学省では更新講習の開設規模の検討に資するため、免許状更新講習の受講対象者数及び大学等での講習開設予定状況について、調査・公表しています。来年度の開設予定状況については、現在、令和元年10月16日付け元教教人第22号「令和2年度における免許状更新講習の開設予定調査について（依頼）」において別途、各教育委員会や各大学等に調査を依頼しているところです。

免許状更新講習受講対象者の推計については、一昨年前の平成29年10月23日付け事務連絡「免許状更新講習受講対象者数の確認について（依頼）」により御回答をいただいたところではありますが、受講対象者の適切な受講機会を確保するため、令和7年3月末日までに修了確認期限又は有効期間を満了する免許状更新講習受講対象者数の調査を行いたいと考えています。

については、御多用中誠に恐縮ですが、別添の要領を御参照のうえ、令和元年12月18日（水）までに、別添様式にて御回答くださるようお願いいたします。

回答にあたっては、教育委員会にて取りまとめの上（教育委員会内で複数部署にまたがる場合には、一つの部署で取りまとめの上）、御提出くださるようお願いいたします。私学及び認定こども園を担当する知事部局におかれては、教育委員会と連携の上、本調査に御協力いただきますようお願いいたします。

各教育委員会におかれては、これまでも大学等の免許状更新講習開設者との情報交換を行い、各地域において適切な規模の免許状更新講習が確保されるよう連携をお願いしてきたところですが、引き続き御協力いただきますようお願いいたします。また、本調査により集計した数値については、開設者にも提供しますことを申し添えます。

本件担当

文部科学省総合教育政策局教育人事政策課
教員免許企画室更新係

TEL : 03-5253-4111（内線 3573）

e-mail : menkyo@mext.go.jp

【回答要領】

- ※ 講習の需要がどのような規模であるかを把握することを目的としているため、推計値で構いません。
- ※ 今回の依頼にて、各都道府県教育委員会や知事部局から管下の学校等への調査実施を求めるものではありませんが、各都道府県におかれては、最新の数値の把握に努めていただいた上で、回答いただきますようお願いいたします。

1. 調査内容

(1) 旧免許状所持者

①～⑩ 各都道府県内に所在する国立・公立・私立の各学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）及び幼保連携型認定こども園に勤務する旧免許状所持現職教員（免許状更新講習の受講義務のある者。臨時的任用教員、非常勤講師を含む。）のうち、以下1）～5）に属する現職教員数（免除対象職種の人数を除く。）の推計値

- 1) 修了確認期限が令和3年3月31日)
- 2) 修了確認期限が令和4年3月31日)
- 3) 修了確認期限が令和5年3月31日)
- 4) 修了確認期限が令和6年3月31日)
- 5) 修了確認期限が令和7年3月31日)

※最初の修了確認期限が第1グループから第5グループに属する者で、各グループの最初の修了確認期限までに修了確認を受けた場合の多くの方が該当すると考えられます。

⑪ 幼保連携型認定こども園に勤務する旧免許状所持保育教諭（臨時的任用教員、非常勤講師を含む。）のうち、幼稚園教諭免許状は更新せずに修了確認期限を経過して休眠状態又は失効状態であるが、経過措置期間（～令和7年3月31日）中のため保育士資格を有していることにより保育教諭となっている者の推計値

便宜的に全員を「修了確認期限が令和7年3月31日」の欄に記載して結構です。（回復又は再授与見込み年度ごとに記載できる場合は、相当する年度の欄に入力願います。）

(2) 新免許状所持者

⑫～⑳ 各都道府県内に所在する国立・公立・私立の各学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）及び幼保連携型認定こども園に勤務する新免許状所持現職教員（臨時的任用教員、非常勤講師を含む。）のうち、有効期間の満了日が令和3年3月31日から令和7年3月31日の現職教員数（免除対象職種の人数を除く。）の推計値

新免許状所持現職教員の人数や有効期間の満了日を把握していない場合は、その旨様式1（5）備考欄に記載願います。

㉑ 幼保連携型認定こども園に勤務する新免許状所持保育教諭（臨時的任用、非

常勤講師を含む。)のうち、幼稚園教諭免許状を更新しなかったため有効期間の満了の日を経過して失効状態にあるが、経過措置期間(～令和7年3月31日)中のため保育士資格を有していることにより保育教諭となっている者の推計値

便宜的に全員を「有効期間の満了の日が令和7年3月31日」の欄に記載して結構です。(なお、再授与見込み年度ごとに記載できる場合は、相当する年度の欄に入力願います。)

※ 調査票の[都道府県名]をプルダウンリストから選択すると平成29年10月調査で御回答いただいた旧免許状所持現職教員の修了確認期限が令和3年3月31日、令和4年3月31日及び令和5年3月31日の受講対象者数並びに新免許状所持現職教員の令和3年3月31日、令和4年3月31日及び令和5年3月31日までに有効期間の満了を迎える受講対象者数(①～③、⑤～⑭、⑯～㉑)が自動で表示されます。当該数値が、各都道府県で把握されている最新の人数と異なる場合には、最新の数値を上書き入力願います。

※ ①～②は、免除対象職種を除いた人数である「教諭、講師(臨時、非常勤講師を含む)」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「保育教諭」の職名の方が調査対象となります。

(3) 修了確認期限を延期又は有効期間を延長している者

② 各都道府県内に所在する国立・公立・私立の各学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)及び幼保連携型認定こども園に勤務する現職教員(臨時的任用教員、非常勤講師を含む。)のうち、以下に属する現職教員数(免除対象職種の人数を除く。)の推計値

○修了確認期限を延期し、令和2年度から令和6年度中に修了確認期限を迎える旧免許状所持現職教員の推計値

○有効期間を延長し、令和2年度から令和6年度中に有効期間を満了する新免許状所持現職教員の推計値

※合算して計上してください。

(4) その他 (1)(2)(3)以外に免許状更新講習の受講対象者となり得る推計人数を把握している場合は、④に入力願います。(旧免許状所持者・新免許状所持者を問いません。)

例：認可保育所で勤務する保育士のうち幼稚園教諭免許状の更新を希望する者
/ 実習助手、寄宿舍指導員として勤務する者のうち教員免許状の更新を希望する者 等

2. 回答提出期限

令和元年12月18日(水)まで

3. 提出方法

以下の要領により、電子メールにて御提出願います。

- ▶ 提出先：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係
- ▶ 提出先メールアドレス：menkyo@mext.go.jp
- ▶ メールの件名：【〇〇〇教育委員会】免許状更新講習受講対象者推計
- ▶ ファイル名：【〇〇〇教育委員会】調査票.xls

※ 〇〇〇の箇所には、都道府県名を記入願います。

※ 調査票データは、当方から各都道府県教育委員会及び知事部局の御担当のメールアドレスに送信いたしますが、メールが届かない場合には、御連絡願います。